

# 防衛省自衛隊東京地方協力本部の敷地における 内閣衛星情報センター施設整備協定書の 一部変更に係る協定書

防衛省整備計画局施設計画課長（以下「甲」という。）及び内閣衛星情報センター管理部会計課長（以下「乙」という。）は、甲と乙が令和元年12月12日に締結した防衛省自衛隊東京地方協力本部の敷地における内閣衛星情報センター施設整備協定書（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

## （整備対象区域）

第1条 原協定書第2条の別図1を別紙1に変更する。

## （施設整備の実施）

第2条 原協定書第3条第2項を次のように変更する。

庁舎増築部に係るマシンハッチについては、自衛隊東京地方協力本部の機能に影響を与えない範囲において、東京地本敷地内に整備するものとする。

## （施設整備の実施）

第3条 原協定書第3条第8項の別図2を別紙2とし、同項を次のように変更する。

東京地本敷地の屋外駐車場の機能を維持するため、乙は、別図2の代替駐車場①及び②を借り上げ、所要の措置を講じるものとする。

## （施設整備の期間）

第4条 原協定書第4条を次のように変更する。

整備対象区域の使用期間は、庁舎増築部の整備に着手してから令和6年3月31日までとする。ただし、自然現象及びその他やむを得ない理由等により、期間の変更を要する場合は、甲、乙の協議により決定するものとする。

## （施設整備の費用）

第5条 原協定書第5条を次のように変更する。

第3条に定める整備に要する費用は、乙が負担するものとする。

## （維持管理の実施）

第6条 原協定書第6条第1項を次のように変更する。

庁舎増築部（地上部分の壁面緑化及びマシンハッチ含む）及び雨水調整槽に係る維持管理（清掃、点検、保守、運転・監視、警備等）は、乙が行う。

(維持管理の費用)

第7条 原協定書第7条第1項を次のように変更する。

庁舎増築部（地上部分の壁面緑化及びマシンハッチ含む）に係る光熱水費、維持管理に係る費用等、及び雨水調整槽に係る光熱水費、清掃、施設管理費は、乙が負担するものとする。また、維持管理にあたり、必要に応じて、東京地本敷地に立ち入りを行うものとする。

(その他)

第8条 その他条項については、原協定書のとおりとする。

上記協定の締結の証として、本書2通を作成し、各自その1通を保有する。

令和5年3月23日

甲 防衛省整備計画局施設計画課

住所 東京都新宿区市谷本村町5-1

氏名 課長 北岡 亮

---

(公印省略)

乙 内閣衛星情報センター管理部会計課

住所 東京都新宿区市谷本村町9-13

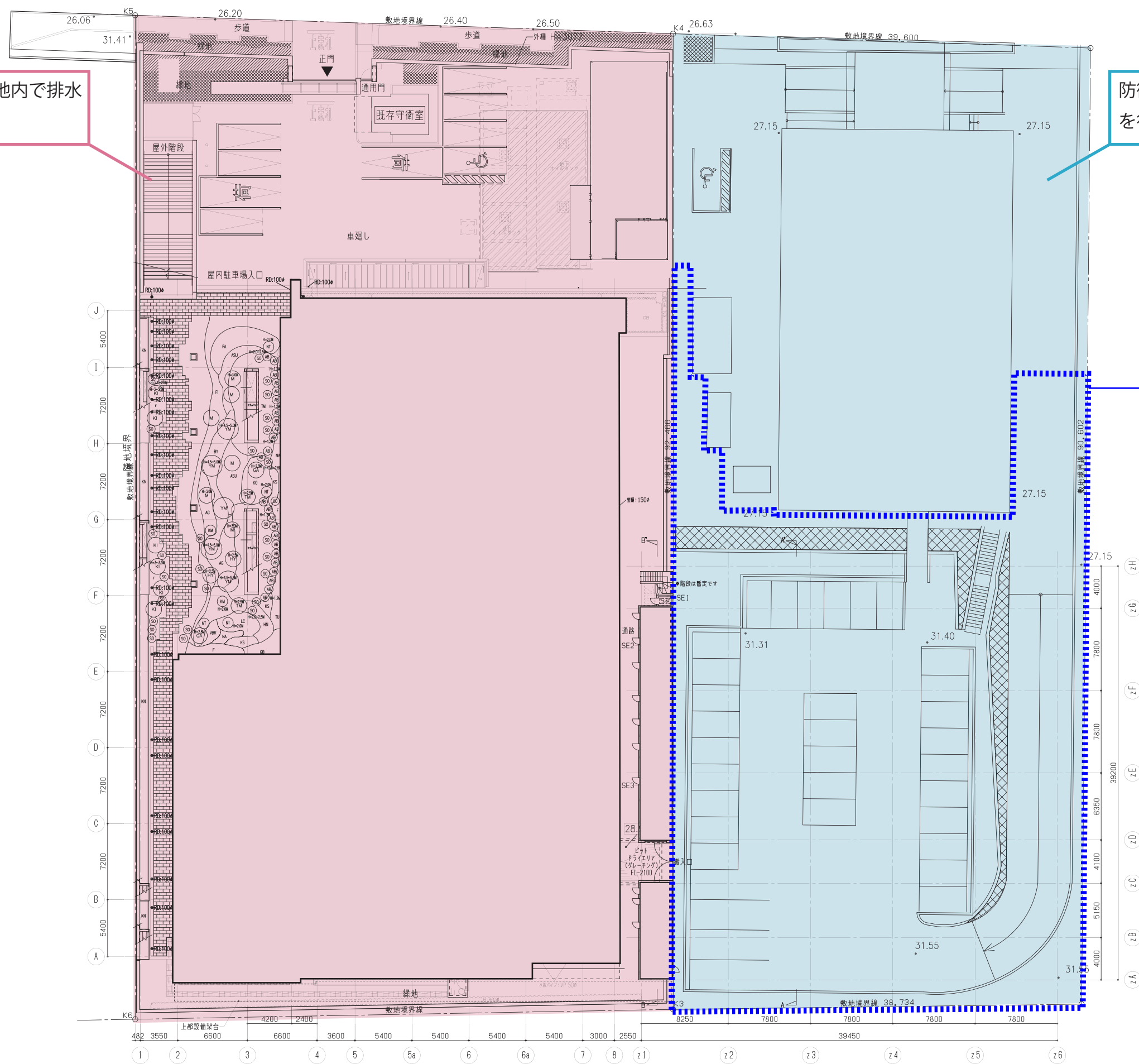
氏名 課長 角田 哲也

---

(公印省略)

内閣府敷地側の雨水は同敷地内で排水を行います。

防衛省敷地側の雨水は同敷地内で排水を行います。



整備対象区域



代替駐車場②  
来客者用 普通車 13台

